

模倣品・海賊版対策の相談業務に関する 年次報告

2023年6月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

はじめに

(政府模倣品・海賊版対策総合窓口の設置の経緯と概要)

内閣に設置された知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2004」により『権利者や企業等からの相談に対し、迅速に対応するために、政府における一元的な相談窓口を経済産業省に設置するとともに、関係府省が一体となって連携する体制を整備する。』との答申を取りまとめました。この答申を受け、2004年8月に経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室（当時）に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口（以下「政府総合窓口」という。）」が設置され、相談業務をスタートしました。以来、政府総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立て、情報提供等に対し、関係省庁、関係団体と連携をとりつつ、丁寧かつ迅速な対応に努めています。

なお、2020年4月に政府総合窓口は経済産業省の製造産業局から特許庁に移管しています。

(近年の模倣品・海賊版を巡る状況)

模倣品・海賊版の撲滅に向けた多国間・二国間での国際的な取組や、各国の知的財産関連の制度整備の進展により、被害発生国における知的財産保護意識や、取締当局の執行能力の向上が図られてきており、近年の模倣品・海賊版を巡る状況は一部改善の兆しもみられるものの、依然として中国を始め世界中で被害が発生しています。さらに、模倣品・海賊版による被害は、法の日や取締当局の監視の目をかいくぐるように、一層巧妙化、悪質化しており、侵害行為を何度も繰り返す再犯も後を絶たない状況にあります。また、インターネットの普及と国境をまたいだ電子商取引の急速な進展に伴い、模倣品・海賊版被害は、インターネット上でも急速に拡大している状況にあります。

このように、模倣品・海賊版はリアルマーケットに加えて、インターネット上でも世界規模で流通しており、大きな問題となっています。模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、企業が長年の信頼と努力によって培った企業のブランドイメージを悪化させます。また、イノベーションを創造する企業の多大な努力の上に、何も努力しない第三者が「ただ乗り」することを許せば、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながり、経済社会の発展にとっても大きな害を及ぼします。さらには、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ることによって、消費者の健康や安全を脅かすことにもつながり、社会の持続的な成長を阻害する要因にもなります。

(本報告書について)

2005年6月10日に、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2005」において、政府総合窓口に関する年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2022年の政府総合窓口の業務内容を取りまとめ、報告するものです。

政府総合窓口の業務報告

1. 相談業務の状況

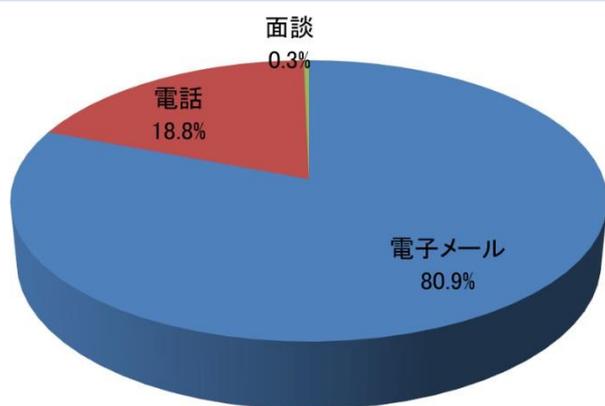
(1) 政府総合窓口の相談受付状況

① 受付件数の推移

政府総合窓口では、2004年8月の設置以来、2022年12月末までに合計18,502件の相談や情報提供等を受け付けました。2022年の受付方法は、電子メールでの受付が、電話や面談での受付を大きく上回り、全体の80.9%を占めており、政府総合窓口での相談・情報提供等の受付開始以来、その傾向に大きな変化は見られません。

(図表1)

図表1 受付方法の内訳 (2022年)



【合計1,251件】

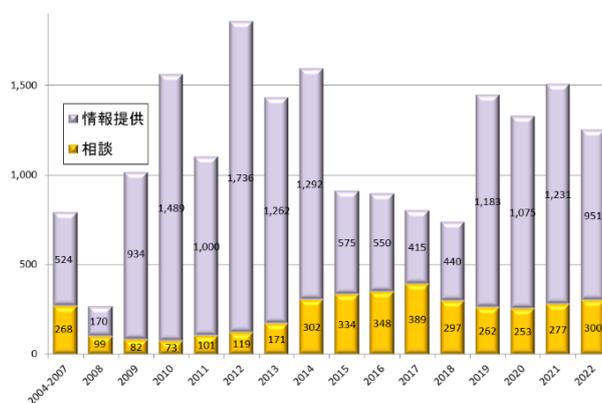
2022年1～12月の受付件数の総数は1,251件で、2021年と比べて257件減少したものの、2019年以降で見ると大きな変化はありませんでした。1,251件のうち、相談件数は300件、情報提供件数は951件でした。(図表2)

相談件数(300件)は2021年(277件)より23件増加し、その内訳は、被害を受けた等の権利者からの相談が139件、模倣品等を購入した消費者からの相談が7件、その他の相談(法律の解釈や権利侵害に該当するか等)は154件でした。他方で、情報提供件数(951件)は2021年(1,231

件)と比べて280件減少し、その内訳は、被害を受けた等の権利者からの情報提供が12件、模倣品等を購入した消費者からの情報提供が12件、その他の者からの情報提供が927件でした。

なお、政府総合窓口で受けたこれらの相談・情報提供は、警察庁など関係機関に共有しています。

図表2 受付件数の推移 (2004～2022年)



② インターネット取引関連の相談・情報提供

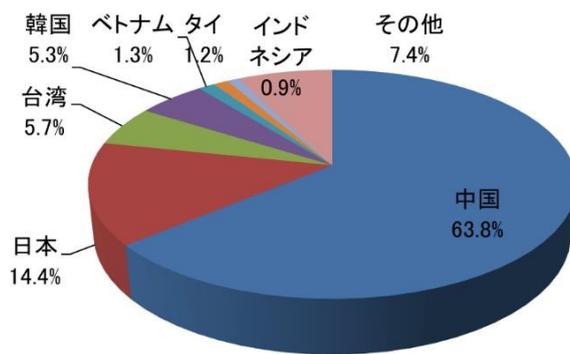
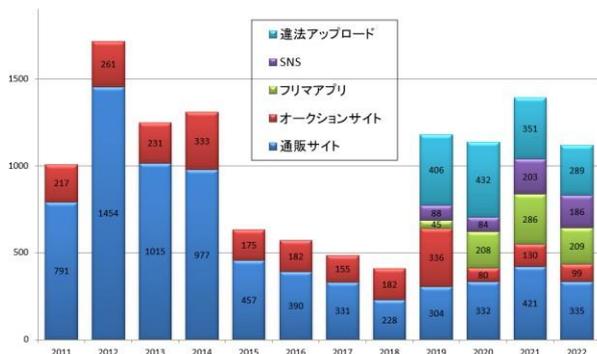
2022年のインターネット取引関連の相談・情報提供(通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロードを合計したもの)は、「項目ベース」¹で1,118件となっています。(図表3)

図表3 インターネット取引関連の相談・情報提供の推移 (2011～2022年)²

¹ 1つの相談案件で対象(通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロード)が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

² 窓口での相談等の受付開始から2019年までの数値は、1つの相談案件に複数の相談対象がある場合でも代表的な項目を1つ

取り上げて1件とカウントしていました。2020年からは脚注1のとおり運用を変更し、1つの相談案件でも複数項目数をカウントとしています。



【2004年～2022年 累計778件】

2022年は、2021年と同様に、2018年まであまり見られなかった違法アップロードや、SNS・フリマアプリ内で見つけた模倣品・海賊版に関連する相談・情報提供が多く寄せられ、インターネット取引関連の相談・情報提供の約6割を占めています。

特に、近年は、フリマアプリやオークションサイト、SNSなどを利用したインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供も数多く寄せられており、「項目ベース」で2022年の電子商取引関連の相談・情報提供数（インターネット取引関連から違法アップロードを除いた取引）829件のうち、これら個人間取引に関するもの（フリマアプリ、オークションサイト、SNSの合計）が494件、59.6%を占めています。

（2）国・地域別の相談件数

2004年～2022年の間に受け付けた相談案件3,675件のうち、模倣品の製造（発生）国・地域が判明しているものは「項目ベース」³で778件ありました。このうち中国（香港を含む）に関する相談案件が全体の約6割を占めています。次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます。（図表4）

なお、2022年については相談案件300件のうち、模倣品の製造（発生）国・地域が判明しているものは5件あり、その内の4件が中国に関する相談でした。

図表4 模倣品の製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合（2004～2022年の累計）

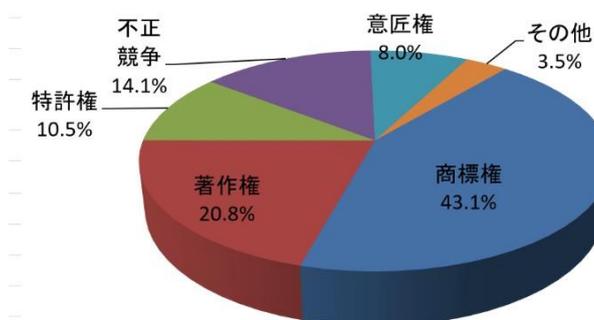
（3）知的財産権別の相談件数

2004年～2022年に受け付けた相談案件3,675件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなのは「項目ベース」⁴で3,685件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の43.1%と最も多く、次いで、「著作権（20.8%）」、「不正競争（14.1%）」、「特許権（10.5%）」、「意匠権（8.0%）」の順となっています。（図表5）

また、2022年の権利別相談件数は、「項目ベース」で「商標権」が全体の41.3%を占め、「著作権（26.7%）」、「特許権（7.9%）」、「不正競争（13.4%）」、「意匠権（8.8%）」がこれに続いています。（図表6）なお、情報提供における権利別の内訳では、著作権に関する情報提供が約7割（全951件の内、653件）と目立って多く、前述のインターネット取引関連も踏まえ、著作権侵害となるコンテンツがインターネット上に多数存在していることがうかがえます。

図表5 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合（2004～2022年の累計）



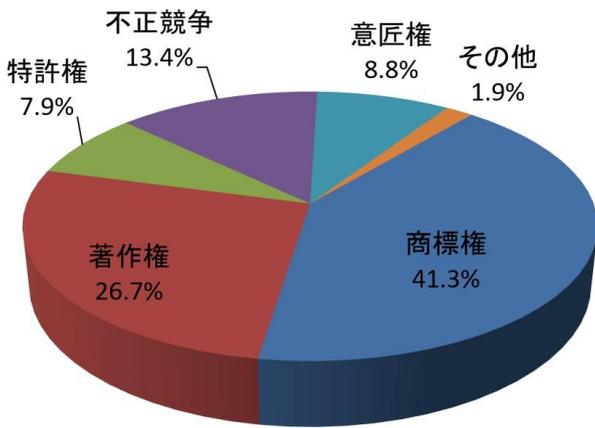
【2004年～2022年 累計3,685件】

図表6 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合

³ 1つの相談案件で模倣品の製造（発生）国・地域が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

⁴ 1つの相談案件で商標権、意匠権、著作権に関わる知的財産権が複数ある場合は、その複数項目数をカウントしています。

(2022年)



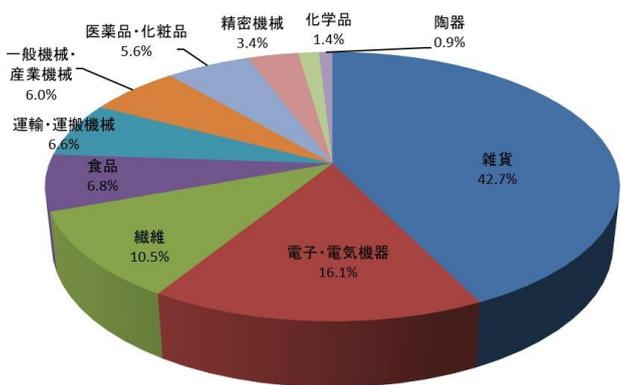
【2022年 計329件】

(4) 商品分野別の相談件数

2004年～2022年に受け付けた相談案件3,675件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件1,806件についてみると、「雑貨」が全体の42.7%と最も多く、「電子・電気機器 (16.1%)」、「繊維 (10.5%)」、「食品 (6.8%)」、がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています。(図表7)

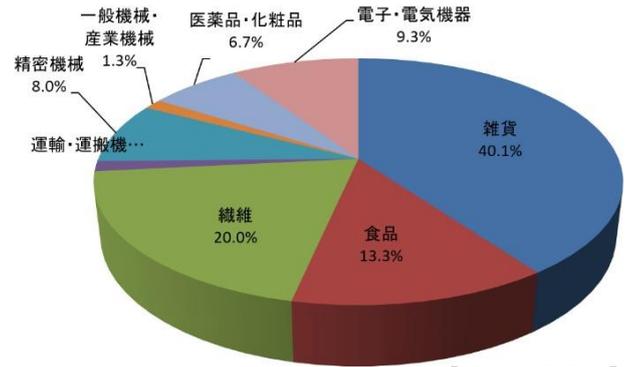
2022年では、「雑貨」の占める割合が40.1% (前年比約7%増)、「繊維」は20.0% (同約3%増) であり、「食品」は13.3% (同約7%減) 等でした。(図表8)

図表7 商品分野別の相談案件の割合
(2004～2022年の累計)



【2004年～2022年 累計1,806件】

図表8 商品分野別の相談案件の割合 (2022年)



【2022年 計75件】

(5) 具体的な相談事例

政府総合窓口寄せられた主な相談、情報提供は下掲の例1～5のとおりです。

相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の紹介が多くあります。また、(1)でも紹介したとおり、インターネット関連のよく受ける相談や情報提供として、従来の通販サイトでの模倣品流通に加え、近年ではSNSの投稿、SNS広告から、フリーアプリやウェブサイトに誘導して模倣品を販売するといった、SNS等を利用した模倣品販売の事例が増えています。他にも、正規品メーカーを装ったSNSアカウントやウェブサイトを作成し、それらを通じて模倣品を販売する事例もあります。

なお、模倣品・海賊版に関する相談については、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係府省・関係機関とも連携を取って、相談者に助言を行っています。

【例1】中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手通販サイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。また、最近では、当社の商標を使用せず製品の形状を模倣した模倣品が増えている。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。また、オンライン対策としては、通販サイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。他にも、大手通販サイトの協力が得られたことにより、自社で特定した模倣品業者に限らず、より広範に模倣品の製造施設や保管倉庫などのサプライチェーン全体を解明した事例もあります。

商標を使用していない模倣の場合、貴社が中国で特許権や意匠権を取得していれば、これらの権利に基づいた権利行使が可能です。取得していない場合は著

著作権侵害や不正競争防止法違反、その他の法令を駆使した対策が必要となります。

これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要になります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品対策の一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

【例2】商品の形態が国内競合他社に模倣されてしまった場合の対応方法

○相談内容

当社製品の形態が国内競合他社に模倣された。相手方は中国で製品を製造し、日本国内で販売している。この場合は、製造・販売をやめさせることは可能か。なお、当社は意匠権を取得していない。

○回答

日本において、他人の商品形態を模倣した商品の譲渡や譲渡のための輸入は不正競争防止法2条1項3号に該当し、販売や中国からの輸入の差止請求の対象です。ただし、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから3年以内に限定されるなど、主張には一定の制限があります。

また、不正競争防止法2条1項3号に該当する商品は、関税法に基づき税関で輸入を差し止めることもできます。差止申立てにあたっては、経済産業大臣の意見書を税関長に提出することが必要であり、経済産業省知的財産政策室が当該意見書の申請を受け付けています。

なお、今後は、意匠権を積極的に取得し、形態模倣の予防に役立てることもご検討ください。

【例3】並行輸入に関する相談と解説

並行輸入とは、外国で製造された商品を輸入するに際し、日本における総代理店等によって国内に輸入するという流通経路を通らずに、外国で販売された商品を現地で購入した上、総代理店以外の者が別ルートで輸入することをいいます。通常、並行輸入については商標権者から商標の使用許諾を得ていませんが、そういった場合であっても、以下の要件を満たし、「真正商品」の並行輸入に該当する場合には、違法性が阻却され、商標権の侵害にあたらないとされています。

(最高裁平成15年2月27日判決)

具体的には、①並行輸入商品に付された商標が、輸入元の外国における商標権者またはその商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること、②輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律的にもしくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあることにより、並行輸入商品の商標が日本の登録商標と同一の出所を表示するものであること、③並行輸入された商品と日本の商標権者が登録商標を付した商品とが、その登録商標の保証する品質において実質的差異がないと評価されることの3要件を満たす必要があります。

このため、並行輸入であっても、上記の3要件の一つでも満たさない場合には、商標権侵害となる可能性があります。

【例4】フリマアプリへの出品に関する相談

○相談内容

当社の模倣品（偽造サプリメント）がフリマアプリに出品されている。取りうる対応を教えてください。

○回答

多くのフリマアプリでは模倣品の出品を禁止しており、権利者からの通報を受け付けています。まずは出品の削除を申し出ることが考えられます。

また、フリマアプリへの模倣品の出品については商標権侵害となる可能性があります。

すなわち、商標法上、商標権侵害が成立するためには、業として商品を譲渡等する者によって模倣品の販売等が行われる必要があります。ここにいう「業として」とは、一般に「反復継続的意思をもってする経済行為として」といった意味に解されており、フリマアプリへの出品行為は、それ自体は1回の出品行為であっても、過去の商品の出品・落札履歴、今後の出品・販売計画等から、業として商品を譲渡等する者により行われていると判断され、商標権侵害となると考えられます。

そのため、出品者を調査・特定のうえ、商標権侵害を理由に出品の差止請求や損害賠償請求といった民事責任を追及することや、故意に商標権を侵害している場合には、捜査機関に届け出て刑事責任を追及することが考えられます。

また、フリマアプリにおいて正規品を出品しているかのように表示し、正規品が出品されていると消費者を誤認させて購入を申し込ませ、実際には模倣品を送付する行為は、消費者関連法（消費者安全法、特定商取引法等）に基づく措置の対象でもあります。

【例5】SNS広告やなりすまし通販サイトに関する情報提供

○SNSで、百貨店の支店や免税店が閉店になること等を理由に、高級ブランド品を大幅な値引きで販売するという広告が表示されている。クリックしたところ通販サイトに誘導されたが、本物になりすました通販サイトであった。

○SNS広告で、通販サイトのアカウントと預金口座を開設して業者に提供すれば謝礼を支払う、という求人が掲載されている。このアカウントと預金口座を利用して、業者が模倣品を販売しており、模倣品販売の隠れ蓑になっている。

2. 情報提供の取組

政府総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府総合窓口のホームページを設置し、模倣品・海賊版対策に関する各種の情報を提供しております。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは政府総合窓口に寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方策、被害に遭った場合の基本対応などを紹介しています。

また、相談が多かった事例を中心として、知的財産権に関するQ&A集⁵を掲載し、基本的な事例については、Q&A集から解決が図れるようにし、さらに、救済の手続や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害に遭った際に必要となる情報も掲載しています。

加えて、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

